

## 第一条（名称）

本会は「IBMビッグブルーサポーターズクラブ」と称する。

## 第二条（目的）

本会は、日本アイ・ビー・エム強化スポーツの一つであるラグビー部の応援活動を継続して支援し、会員間及びラグビー部員との親睦を深めることを目的とする。

## 第三条（組織）

- 一、 本会は、役員会、事務局、及び会員で組織される。
  - 二、 役員会は、会長（一名）、副会長（若干名）で組織され、各役員は役員会の互選により選出され、その任期は二年とする。但し、再任を妨げない。
  - 三、 事務局は、事務局長（一名）、副事務局長（一名）、幹事（若干名）、会計管理（一名）で組織され、その任期は二年とする。但し、再任を妨げない。
- 尚、事務局の所在地は、千葉県千葉市美浜区中瀬 1-1 日本IBM社内とする。

## 第四条（事業）

- 一、 事業年度は毎年四月から翌年三月までの一年間とする。
- 二、 事務局は、第二条の目的を達成するため、次の事業を行なうものとする。
  - ・ 観客動員の推進、企画、支援
  - ・ 会員勧誘活動
  - ・ 選手激励会、会員との懇親会等の開催
  - ・ 試合予定・結果、及びイベント等の案内
  - ・ 試合運営支援
  - ・ 選手名鑑、ポスター等の作成支援

## 第五条（入会・退会）

- 一、 本会への入会資格は、本会の趣旨に賛同するすべての者に与えられる。
- 二、 新規会員は、入会の申し込み及び年会費の払込みをもって入会とする。
- 三、 既存会員は、年次の更新案内に記載される締切日までにサポーターズクラブ事務局に退会の申し出がない場合は自動更新とする。
- 四、 退会は任意とし、サポーターズクラブ事務局に退会の申し出を行うことにより許可される。
- 五、 本規約に違反した場合には、事務局にて協議の上、退会いただくことがある。

#### 第六条（会費）

- 一、 年会費は三千円とする。
- 二、 年会費は、第二条の目的を達成するために充当されるものとする。
- 三、 領収された年会費は、相当の理由がある場合を除き返金しない。

#### 第七条（会員）

- 一、 会員は、IBMビッグブルーが出場する公式試合の会場において、積極的に応援活動を行うものとする。
- 二、 事務局から会員への連絡は、サポーターズクラブ・メールアドレス（EB91799@jp.ibm.com）を通じて行うものとする。

#### 第八条（規約の改定）

事務局は会員に事前に通知することなく、本規約の全部もしくは一部変更、追加または廃止することができるものとする。但し、本規約の変更後・追加・廃止後、速やかにその内容を会員に通知する。